

佐久市保健福祉審議会児童福祉部会 次 第

日時：平成 23 年 8 月 3 日午後 2 時～
会場：議会棟第 2 委員会室

1. 開 会

2. 委嘱書の交付

3. 自己紹介

4. 児童福祉部会の組織等について

5. 部会長の選出

6. 部会長職務代理の指名について

7. 報告事項

(1) 平成 22 年度児童虐待相談件数について

8. 閉 会

佐久市保健福祉審議会児童福祉部会
佐久市要保護児童対策地域協議会（実務者会議）

～ 資 料 目 次 ～

1. 佐久市保健福祉審議会条例	1
同組織図	3
2. 佐久市要保護児童対策地域協議会設置要綱	4
同組織支援体制図	6
3. 委員名簿	
(1) 保健福祉審議会名簿	7
(2) 保健福祉審議会委員（要保護児童対策地域協議会委員）名簿	8
(3) 児童福祉部会委員（要保護児童対策協議会実務者会議）名簿	9
4. 報告事項 平成22年度児童虐待相談件数	10

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。
(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。
- 3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

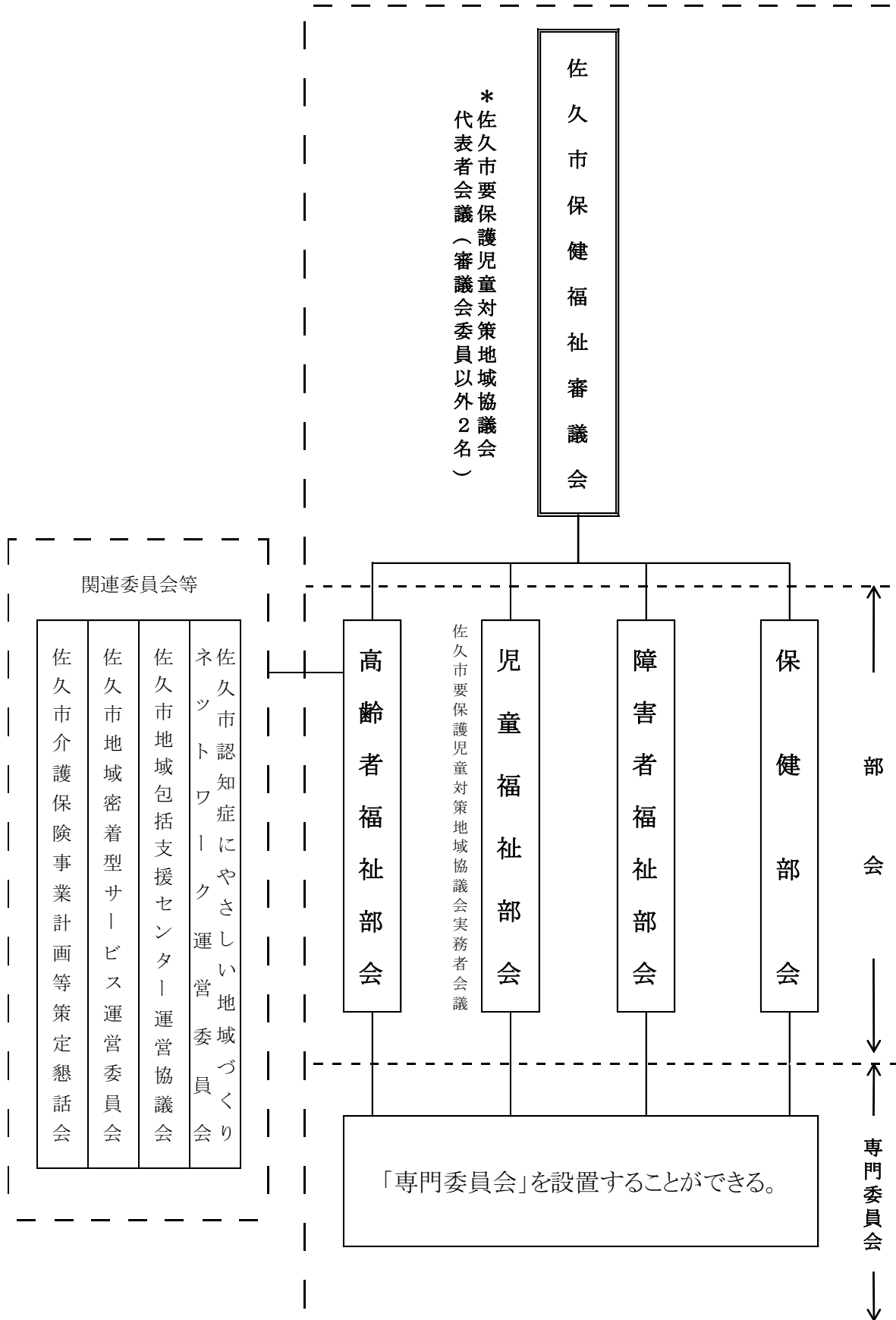
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



○佐久市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成19年 3月30日告示第48号

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき、佐久市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌業務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）に関する情報の交換並びに関係機関等との連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(協力の要請)

第3条 協議会は、業務を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、調査又は支援の実施その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第4条 協議会は、佐久市保健福祉審議会条例（平成17年佐久市条例第245号）第3条第2号各号に掲げる関係機関、関係団体及び関係者並びに佐久市及び佐久市教育委員会の機関（以下「構成機関等」という。）をもって構成し、委員は、構成機関等の代表者等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ佐久市保健福祉審議会条例第5条第1項に規定する佐久市保健福祉審議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童とその支援に関するシステム全体に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議は、協議会の委員をもって組織する。
 - 3 代表者会議は、1年につき2回会長が招集し、会長がその議長となる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、要保護児童の保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定例的な情報の交換及び個別ケース会議等で問題となった事項で更に検討を必要とする事項
- (2) 要保護児童の実態の把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
- (3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
- (4) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関する事項

2 実務者会議は、佐久市保健福祉審議会条例第7条第1項第1号に規定する児童福祉部会に属する委員及び要保護児童対策調整機関（法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関をいう。以下同じ。）が指定する構成機関等の職員等をもって組織する。

3 実務者会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。

(個別ケース会議)

第9条 個別ケース会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- (3) 個別の援助方針の確立及び役割分担の決定並びにその共有に関する事項
- (4) 個別の要保護児童を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関する事項

2 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が個別の事例に応じて指定する構成機関等の担当職員等をもって組織する。

3 個別ケース会議は、要保護児童対策調整機関が必要に応じて招集し、要保護児童対策調整機関がこれを主宰する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第10条 法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、福祉部子育て支援課を指定する。

(守秘義務)

第11条 協議会、代表者会議、実務者会議又は個別ケース会議を構成する者又はその職にあった者は、協議会の職務に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

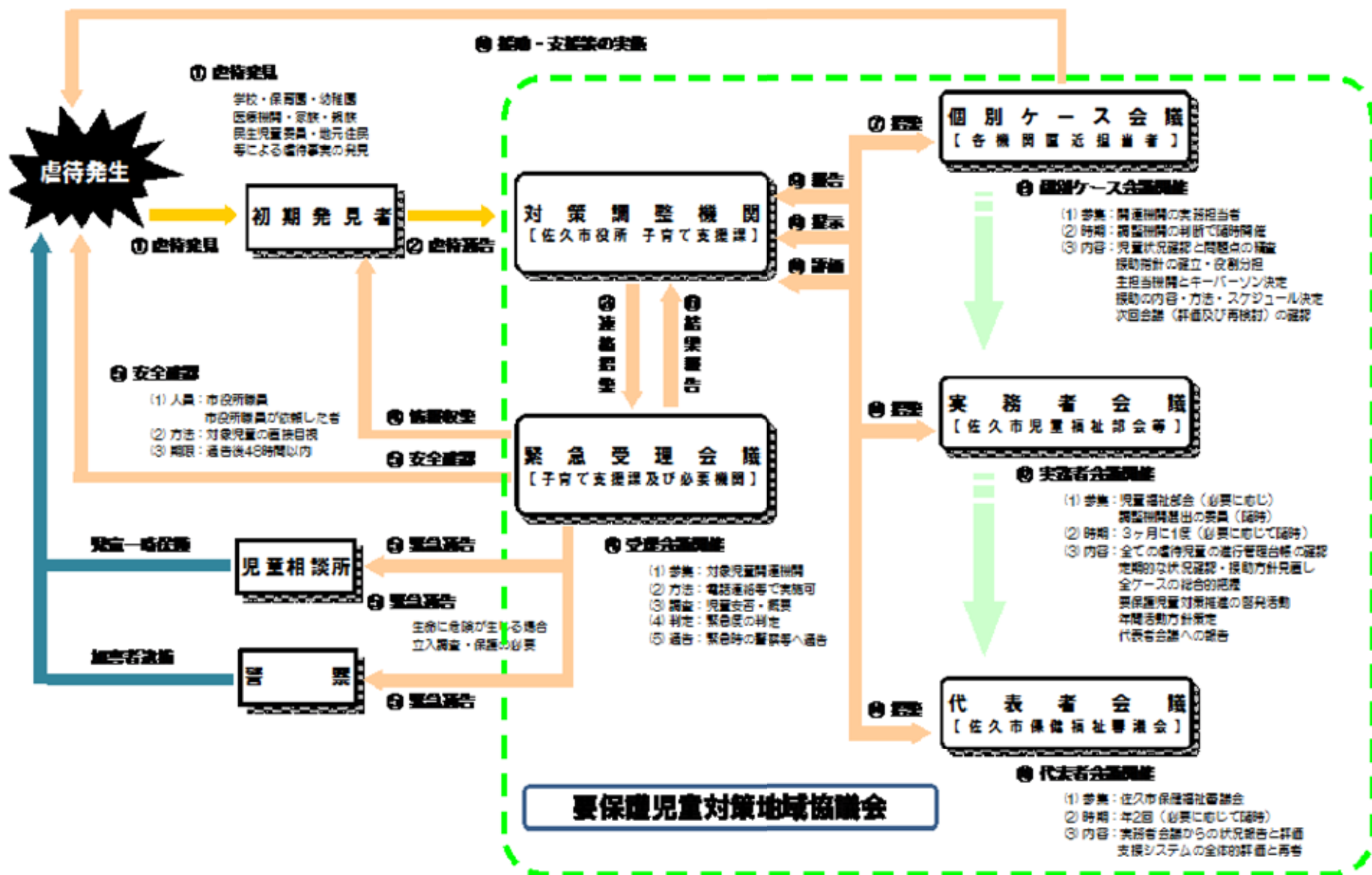
附 則（平成22年3月29日告示第53号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日告示第24号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

佐久市要保護児童対策地域協議会の組織支援体制



佐久市保健福祉審議会 委員名簿

任期：平成23年8月3日～平成25年8月2日
●印：審議会委員

(敬称略)

選出組織等	保健福祉審議会 <small>(要保護児童対策地域協議会)</small>		高齢者福祉部会		児童福祉部会		障害者福祉部会		保健部会	
	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名
識見者	佐久大学 看護学部長	宮地文子							●	宮地文子
識見者	日本社会福祉会 前専務理事	金川洋	●	金川洋						
識見者	NPO法人未来工 房もちづき代表	吉川徹					●	吉川徹		
識見者			佐久市情報公開・個人 情報保護審議会委員	臼田順子	子ども特別 対策推進員	井出静男	障害者スポーツ 指導員	浅倉俊男		
							介護福祉士	大井久子		
学事職員会	高瀬小学校 校長	荻原周子			●	荻原周子				
区長会	会長	吉澤勝利	●	吉澤勝利						
					副会長(臼田)	橋本秀昭	副会長(浅科)	丸山紀八郎	副会長(望月)	宇羽野武振
民生児童委員会	会長	井出治雄								
	副会長	渡邊正喜					●	渡邊正喜		
			副会長	小林康行	主任児童委員 部会長	小林喜久男	副会長	伊藤利雄	副会長	杉山初夫
			副会長	小平賢	主任児童委員部会 副会長	両沢正子			副会長	六川寿人
社会福祉協議会	会長	茂原仙次	●	茂原仙次						
					●(副会長)	井出治雄				
保健補導員会	会長	櫻井美智子							●	櫻井美智子
			副会長	伊東長子			副会長	保坂真千子		
人権擁護委員会	委員	井出喜久代			●	井出喜久代				
身体障害者 福祉協議会	会長	江本恒重					●	江本恒重		
福祉施設代表	こまば学園長	中山幹夫					●	中山幹夫		
福祉団体代表	笑みの会会長	山口正義					●	山口正義		
医師会	副会長	金澤秀典	●	金澤秀典						
	理事	多田博行							●	多田博行
薬剤師会	副会長	花岡幹郎							●	花岡幹郎
			常務理事	大森健						
歯科医師会	会長	中村通	●	中村通						
	専務理事	高見澤秀一							●	高見澤秀一
保育協会	会長	臼田京子			●	臼田京子				
栄養士会	顧問	中村美登里	●	中村美登里						
					会員	篠原智美			会員	町田輝子
老人クラブ連合会	会長	高見澤秀明	●	高見澤秀明						
介護職域代表			居宅介護支援事業者 連絡協議会会長	岩松りよ子						
PTA代表					連合会長 (中学校)	城田領	小諸養護 佐久支部 PTA会長	山崎恵子		
					連合会副会長 (小学校)	川口剛				
保育園保護者代表					連合会長	三石幹				
保健行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健事務所次長	中島光敏							●	中島光敏
児童相談所	佐久児童相談所長	二木正勝			●	二木正勝				
歯科衛生士会									小諸・佐久支部 副支部長	佐藤さと美
産業関係団体							佐久商工会議所 専務理事	赤羽根寿文		
食生活改善推進協議会									会長	江本ヒデ子
在宅看護職の会							会長	工藤美智子		
計		23名		13名(うち審議会委員7名)		13名(うち審議会委員5名)		13名(うち審議会委員5名)		12名(うち審議会委員6名)

佐久市保健福祉審議会委員・佐久市要保護児童対策地域協議会委員

任期:平成23年8月3日～平成25年8月2日

(敬称略)

選出組織等	氏名	所属部会	備考
識見者	宮地文子	保健	佐久大学看護学部長
識見者	金川洋	高齢者福祉	(社)日本社会福祉士会 前専務理事
識見者	吉川徹	障害者福祉	NPO法人未来工房もちづき 代表
学事職員会	荻原周子	児童福祉	佐久市学事職員会 高瀬小学校長
区長会	吉澤勝利	高齢者福祉	佐久市区長会 会長
民生児童委員会	井出治雄	児童福祉	佐久市民生児童委員協議会 会長(浅間地区会長)
民生児童委員会	渡邊正喜	障害者福祉	佐久市民生児童委員協議会 副会長(望月地区会長)
社会福祉協議会	茂原仙次	高齢者福祉	佐久市社会福祉協議会 会長
保健補導員会	櫻井美智子	保健	佐久市保健補導員会 会長
人権擁護委員会	井出喜久代	児童福祉	佐久市人権擁護委員
身体障害者福祉協会	江本恒重	障害者福祉	佐久市身体障害者福祉協会 会長
福祉施設代表	中山幹夫	障害者福祉	こまば学園長
福祉団体代表	山口正義	障害者福祉	笑みの会会長
医師会	金澤秀典	高齢者福祉	佐久医師会副会長
医師会	多田博行	保健	佐久医師会理事
薬剤師会	花岡幹郎	保健	佐久薬剤師会 副会長(花岡薬局)
歯科医師会	中村通	高齢者福祉	佐久歯科医師会 会長(なかむら歯科医院)
歯科医師会	高見澤秀一	保健	佐久歯科医師会 専務理事(高見沢歯科医院)
保育協会	臼田京子	児童福祉	佐久市保育協会 会長(岩村田北保育園長)
栄養士会	中村美登里	高齢者福祉	長野県栄養士会佐久支部 顧問
老人クラブ連合会	高見澤秀明	高齢者福祉	佐久市老人クラブ連合会 会長
保健行政関係機関	中島光敏	保健	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長
児童相談所	二木正勝	児童福祉	佐久児童相談所長

「佐久市要保護児童対策地域協議会」のみの委員名簿

佐久市	平林千春		福祉部長
佐久市教育委員会	上原健吾		学校教育部長

佐久市保健福祉審議会児童福祉部会
佐久市要保護児童対策協議会実務者会議

任期:平成23年8月3日～平成25年8月2日

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	氏名	備考
	識見者	井出 静 男	子ども特別対策推進員
●	学事職員会	荻原 周 子	佐久市学事職員会 高瀬小学校長
	区長会	楢本 秀 昭	佐久市区長会 副会長(臼田地区会長)
	民生児童委員会	小林 喜久 男	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会長
	民生児童委員会	両 沢 正 子	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会副部会長
●	社会福祉協議会	井出 治 雄	佐久市社会福祉協議会 副会長
●	人権擁護委員会	井出 喜久 代	佐久市人権擁護委員
●	保育協会	臼 田 京 子	佐久市保育協会 会長(岩村田北保育園長)
	栄養士会	篠 原 知 美	長野県栄養士会佐久支部
	P T A 代表	城 田 領	佐久市PTA連合会長 (東中学校)
	P T A 代表	川 口 剛	佐久市PTA連合会副会長 (泉小学校)
	保育園保護者会	三 石 幹	佐久市保育園保護者会連合会 会長(青沼保育園)
●	児童相談所	二 木 正 勝	佐久児童相談所長

— 平成22年度における児童虐待相談件数 —

(佐久市福祉事務所受案件数)
(下段は平成21年度の数值)

	相談件数 総数	うち 虐待認定
22年度 件数	37	18
21年度 件数	24	20

① 児童虐待種類別の状況

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
22年度 件数	6	5	1	6	18
21年度 件数	7	4	2	7	20

② 児童虐待相談 主な虐待者の状況

	実父	養父	実母	養母	その他	計
22年度 件数	4	4	20	0	9	37
21年度 件数	5	0	14	0	5	24

③ 児童虐待相談 通告経路の状況

	学校等 教育機関	児童福祉 施設	地域	公的機関	計
22年度 件数	12	7	12	6	37
21年度 件数	5	2	12	5	24